

決議案第 6 号

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成25年6月21日提出

天理市議会議員	大橋基之
〃	堀田佳照
〃	市本貴志
〃	飯田和男
〃	加藤嘉久次
〃	佐々岡典雅

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

今回の東日本大震災における我が国の対応は、「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となりました。世界の多数の国々は、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しています。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障をきたし、その結果、さらに被害が拡大します。

また原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題があります。さらに言えば、我が国の憲法は、その前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていません。

平成16年5月には、その不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意しましたが、今日まで置き去りにされています。また一昨年の中韓漁船尖閣事件以降、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生しています。

よって、国に対し「緊急事態基本法」を早期に制定されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月21日

天 理 市 議 会